

和歌山県知事
仁坂 吉伸 様

台風21号被害対策、被災者支援についての申し入れ



県に申し入れる(左から)奥村規子、雑賀光夫両県議＝県庁知事室長室

2017年11月9日

日本共産党和歌山県委員会委員長

下角 力

日本共産党和歌山県議団

雑賀 光夫

奥村 規子

台風21号は和歌山県内各地に甚大な被害をもたらしました。県におかれましては、住民の安全と安心、生活を守るために力を尽くして対応されていることに敬意を表します。

今回の台風21号とその前後の豪雨により、新宮市では床上浸水や床下浸水、広範な道路冠水など、かつてない規模で被害が発生し、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されました。

また紀の川市では、県が造成していた広域農道地盤の土砂崩れにより下の民家が押しつぶされて1人が亡くなられたほか、貴志川町丸栖や桃山町調月地区をはじめ、床上・床下浸水などの被害が広範囲に及びました。

橋本市では紀ノ川の水位が上がり、流れ込む川の樋門を閉めたものの、ポンプによる排

水ができず、大きな浸水被害がおきました。

かつらぎ町では企業団地が浸水し、事業所の設備や機械が破損するなど、多額の損害が出ています。

和歌山市でも、和田川や七瀬川流域などで大規模な浸水被害や道路冠水が発生しました。海南市では床上浸水被害のほか、県道が約20メートルにわたり陥没し、車両32台が取り残され60人以上が避難しました。

日本共産党県議団は、災害直後から党市町議員団とともに現地調査を重ね、住民や市町役場の担当課などから被害状況を聞くとともに、現段階での要望の聞き取りを行いました。

これらの声を踏まえ、すべての自治体において被災者の生活再建への支援がいきわたるよう、以下の点にわたって申し入れを行います。

記

1. 浸水等の被害について、被害状況の徹底的な把握と被害原因の検証を行い、抜本的対策を講じるとともに、それらの情報を公開すること。
2. 紀ノ川の河川整備計画を早急に進めること。
3. 被災者生活再建支援法が適用された新宮市では、国の支援制度に上乘せした2011年度の台風12号時の制度を再開させるとともに、同法適用外の市町村にも県独自の助成制度を創設し、住民の生活再建を支援すること。
4. 罹災者に対する県の災害見舞金の額を大幅に引き上げるとともに、対象者を拡大すること。
5. 被害相談の総合窓口を振興局ごとに設置するとともに、巡回相談を行うなど、きめ細かな支援を行うこと。
6. 被災者への各種税や保険料等の減免を行うための市町村への支援を行うこと。
7. 中小企業や商店、農林漁業への被害に対し、融資だけでなく復旧費への直接補助や各種減免等を行い、事業再開・継続を支援すること。
8. 土砂崩れが発生した、紀の川市の広域農道の工法及び海南市汲沢の県道海南・金屋線の維持管理について、問題がなかったか徹底的に検証し、情報公開すること。
9. 予測不可能な大水害が続くなか、公共インフラ等の老朽化対策を抜本的に見直し、早急に対策を実施すること。
10. 避難勧告・避難指示などの発令は市町村まかせにせず、県も判断の責任を負うとともに、今回の発令判断を検証し、これまでの判断基準の見直しも含めた検討を行うこと。